

京都市立中学校条例の一部を改正する条例（平成18年6月9日京都市条例第8号）（教育委員会事務局総務部調査課）

中学校教育の充実及び向上を図るため、次のとおり、中学校を統合し、及び統合後の中学校の位置を変更することとしました。

1 中学校の統合

統合する中学校の名称	統合後の中学校の名称
京都市立花背第一中学校	京都市立花背中学校
京都市立花背第二中学校	
京都市立堰源中学校	

2 統合後の中学校の位置の変更

改正前	改正後
京都市左京区花脊別所町636番地	京都市左京区花脊大布施町797番地

上記1の改正は平成19年4月1日から、上記2の改正は市規則で定める日から施行することとしました。

京都市立中学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年6月9日

京都市長 榎本頼兼

京都市条例第8号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例

第1条 京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立花背第一中学校	京都市左京区花背別所町636番地
京都市立花背第二中学校	京都市左京区花背大布施町797番地
京都市立堰源中学校	京都市左京区広河原能見町87番地

」

を

「

京都市立花背中学校	京都市左京区花脊別所町636番地
-----------	------------------

」

に改める。

第2条 京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市左京区花脊別所町636番地」を「京都市左京区花脊大布施町797番地」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)